

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 7 月 1 0 日
南会津地方振興局長

工事（委託業務）番号	第 26-01250-0002 号
工事（委託業務）名	寺前 2 階職員公舎解体工事
質 問 事 項	
1. 物価資料より単価を採用する際に、片方のみに福島があった場合は、その片方から福島の単価を採用しておりますか。また、福島がなく新潟と仙台がある場合にはどちらを採用しておりますでしょうか。ご教示願います。 2. アスベストくずの処分費は、「飛散性」と「非飛散性」のどちらを採用しておりますか。また、スクラップ（ステンレス）は「18-8 系」と「クロム系」のどちらを採用しておりますか。ご教示願います。 3. 本設計書についての質問です。本工事では直接工事費内の解体諸経費に共通仮設費・現場管理費・一般管理費が計上されているうえで、kinnuki02 の 1 頁目の工事費内訳にも共通費として計上されております。共通費の該当額は積上げ分を除き 1 式 0 円で計上する解釈でよろしいのでしょうか。また、積上げの共通仮設費は現場管理費・一般管理費の対象にはならないのでしょうか。ご教示願います。 4. 本設計書の「適用単価地区」が「R（南会津 3）」と記載されておりますが、当該工事の「適用単価地区」は「南会津田島（P：南会津 1）」でよろしいのでしょうか。 5. 本設計書の 24 頁以降の左上に「スリーブ費・開口切断費等」と記載がありますが、この文言の意味をご教示願います。 6. アスファルト殻などの発生材処分費は現場管理費・一般管理費の対象にならないのでしょうか。ご教示願います。	

回 答 事 項
1. 公表図書（単価類）「土木・建築関係事業単価表参考資料」に記載の イ 物価資料掲載地域の採用（ア）により採用しています。 「新潟」の単価を採用しています。 2. 「非飛散性」を採用しています。 「18-8 系」を採用しています。 3. ・アスベスト除去を含む解体工事の取り扱いの基準により、直接工事費内に計上し た共通費に、共通仮設費率が係ることになります。 ・公表図書中「公共建築工事積算基準等資料」のとおり、原則、解体諸経費の共通 仮設費及び現場管理費は対象となります。なお、解体諸経費の処分費については、 共通仮設費及び現場管理費の対象外となります。 4. 貴見のとおりです。 5. 積算システム（RIBC 2）の都合上、このような記載となります。 6. 公表図書「公共建築工事積算基準等資料」の基準のとおりです。 現場管理費は対象外、一般管理費は対象となります。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。